

大江町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 21年度の人件費率
22年度	人 9,373	千円 5,084,414	千円 183,076	千円 947,750	18.6	% 19.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

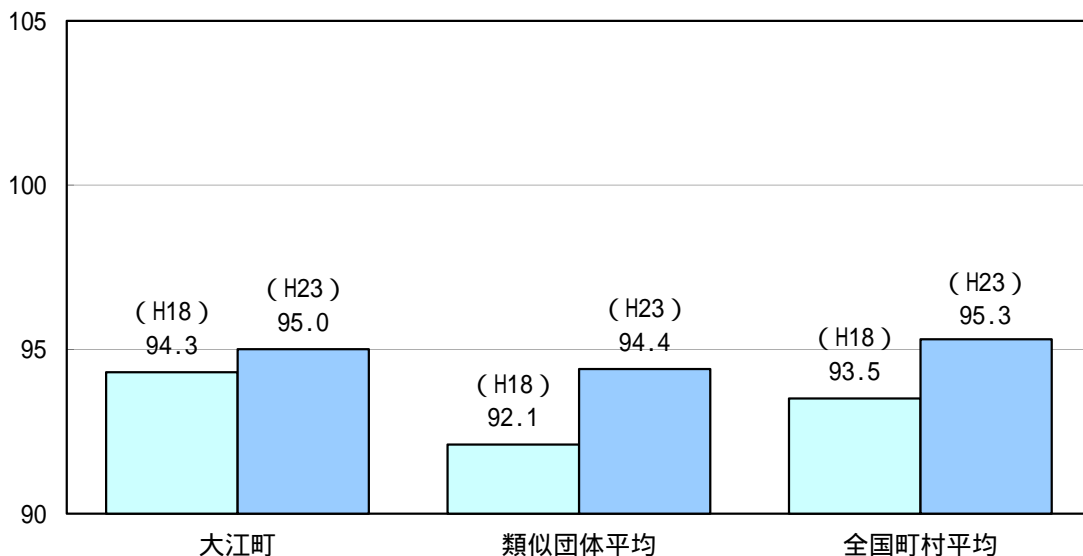
区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費(千円)	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費 千円
		給 料(千円)	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B / A	
22年度	人 108	千円 375,976	千円 47,879	千円 142,744	千円 566,599	千円 5,246	千円 5,567

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。退職手当負担金も含んでいない。
2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

特別職の23年度給料月額について、町長は41,000円、副町長は96,000円、教育長は35,000円を毎月の給料からそれぞれ減額しています。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況（平成23年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号級の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号級の給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成23年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
大江町	40.9歳	303,200円	330,599円	323,969円
山形県	44.0歳	349,400円	431,600円	376,400円
国	42.3歳	327,205円		397,723円
類似団体	43.3歳	320,005円	369,823円	345,856円

技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
大江町	46.1歳	17人	305,400円	319,418円	320,909円				
うち調理員(学校給食員)	46.4歳	6人	311,000円	318,433円	320,223円	調理師	40.3	217,500円	1.46
うち自動車運転手兼業務員	44.3歳	6人	290,800円	317,650円	320,158円	自家用乗用車運転手	50.0	187,300円	1.7
山形県	43.9歳	551人	322,000円	368,800円	343,100円				
国	49.5歳	3689人	283,862円		321,662円				
類似団体	48.7歳	7人	277,692円	296,230円	288,237円				

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
大江町			
うち調理員(学校給食員)	5,094,700円	2,957,200円	1.72
うち自動車運転手兼業務員	5,042,700円	2,699,800円	1.87

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成20～22年度の3カ年平均)
 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された
 期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、23年4月1日現在における各職種ごとの基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況 (平成23年4月1日現在)

区分		大江町	山形県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	(種)172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	135,600 円	-
	中学卒	129,200 円	125,400 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成23年4月1日現在)

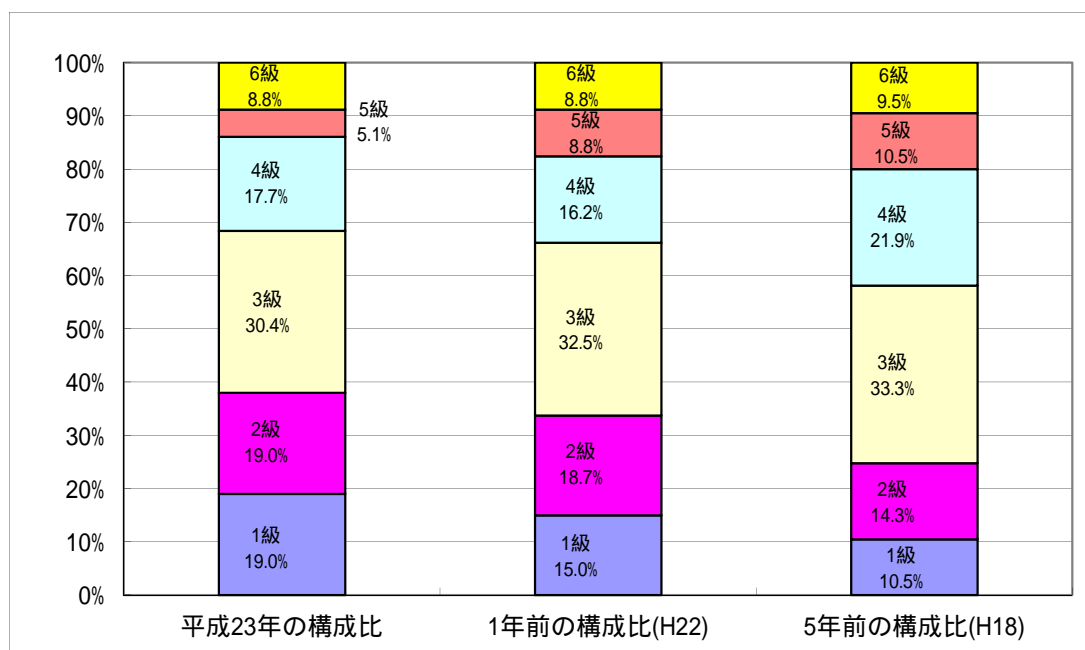
区分		経験年数7年以上10年未満	経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満
一般行政職	大学卒	223,500 円	249,500 円	318,100 円
	高校卒	円	229,300 円	280,800 円
技能労務職	高校卒	円	円	250,000 円
	中学卒	円	円	円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	15人	19.0%
2級	主任	15人	19.0%
3級	係長	24人	30.4%
4級	主査	14人	17.7%
5級	主幹	4人	5.1%
6級	課長	7人	8.8%

- (注) 1 大江町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1月1日現在の勤務成績に応じ4号給を標準として昇給させています。
 人事評価制度が確立されるまでの勤務成績の判定については従前の判定基準に準じて行っています。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大江町	山形県	国
1人当たり平均支給額（22年度） 1,310 千円	1人当たり平均支給額（22年度） 1,535 千円	
（22年度支給割合） 期末手当 2.70 月分 勤勉手当 1.25 月分 (1.45) 月分 (0.60) 月分	（22年度支給割合） 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.20 月分 (1.40) 月分 (0.60) 月分	（22年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 なし	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

人事評価制度が確立されるまでの勤務実績の判定については従前の判定基準に準じて行っています。

(2) 退職手当（平成23年4月1日現在）

大江町			国		
（支給率）	自己都合	勤続・定年	（支給率）	自己都合	勤続・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)	
1人当たり平均支給額	23,617 千円				

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成23年4月1日現在）

本町に地域手当の制度はございません。

(4) 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（22年度決算）	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（22年度）	0.0 %		
手当の種類（手当数）	2 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	右記に従事した職員	感染症患者の救護、感染症の病原菌の付着した物件、菌を有する家畜等に対する防疫作業	日額1,000円
行路死亡人取扱手当	右記に従事した職員	行路死亡人の処理	1件当たり2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（22年度決算）	10,772 千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	90 千円
支給実績（21年度決算）	9,224 千円
職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	78 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(6) その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（22年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給される手当 ・配偶者13,000円、その他の扶養親族6,500円（ただし配偶者がいない場合のうち1人目11,000円） ・扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算	同じ		13,790 千円	237,759 円
住居手当	自ら居住するための住宅（貸間を含む）を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員に対して支給される手当 ・借家 限度額 27,000円	同じ		1,974 千円	282,000 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用し、又は自動車等を使用する職員に対して通勤費の一部を補てんするために支給する手当 ・交通機関利用 限度額 55,000円 ・交通用具使用 限度額 37,200円	異なる	交通用具使用 限度額 24,500円	4,959 千円	74,012 円
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に対して支給する手当（11月から3月まで、各給料日に支給） ・限度額 17,800円	同じ		7,457 千円	62,141 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給される手当 ・課長 給料月額10% ・室長 給料月額8% ・主幹 給料月額6%	異なる	俸給の特別調整額として46,300円～139,300円を支給	6,103 千円	435,914 円
日直手当	日直勤務をした職員に対して支給される手当 ・1回につき4,200円	同じ		1,025 千円	11,515 円

6 特別職の報酬等の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	779,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	(副 町 長	(820,000 円) 544,000 円	870,000 円 /	523,000 円
報 酬	議 長	320,000 円	666,000 円 /	265,500 円
	副 議 長	270,000 円	355,000 円 /	198,000 円
	議 員	255,000 円	316,000 円 /	155,000 円
期 末 手 当	町 長	(22年度支給割合) 3.00 月分		
	副 町 長	(加算措置の状況) 給料月額40%		
	議 長	(22年度支給割合) 3.00 月分		
	副 議 長 議 員	(加算措置の状況) 給料月額40%		
寒 冷 地 手 当	町 長 副 町 長	一般職員に同じ		
通 勤 手 当	町 長 副 町 長	一般職員に同じ		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町 長	82万円×勤続月数×0.567	2,231 万円	任期毎
	副 町 長	64万円×勤続月数×0.331	1,016 万円	任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

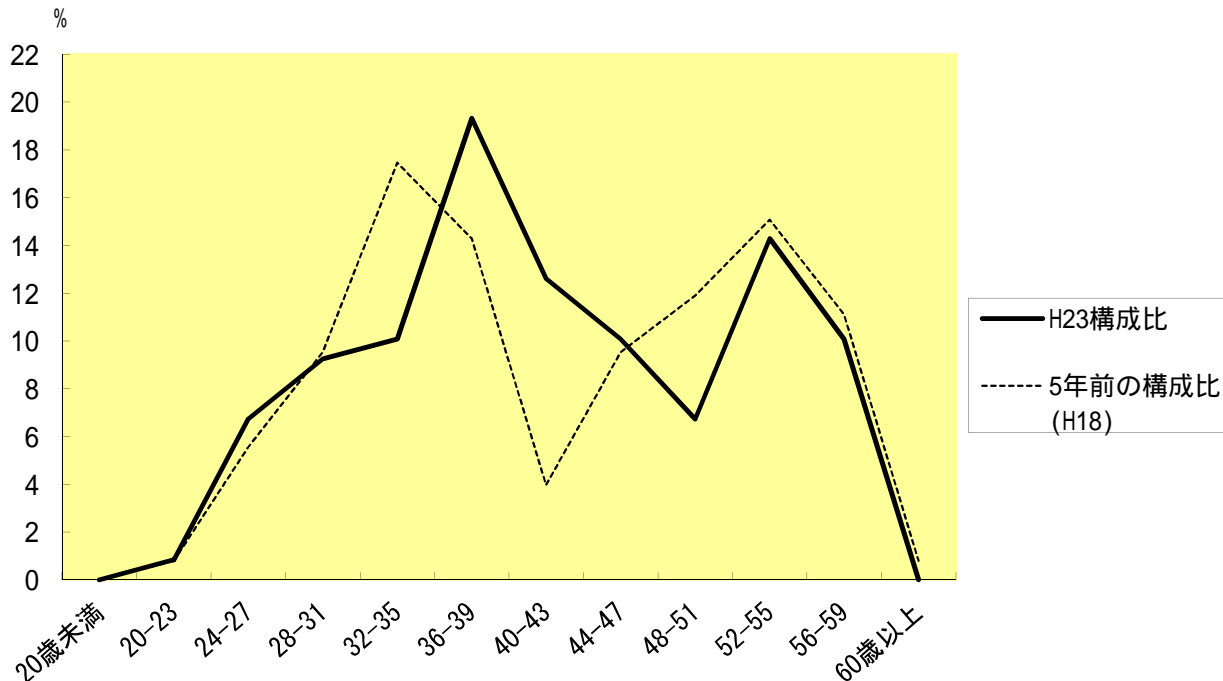
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成23年	平成22年			
普 通 会 計 部 門	議会	2	2		欠員不補充による減	
	総務	24	24	1		
	税務	7	8			
	農林水産	12	12			
	商工	4	4			
	政 部	土木	10	10	1	保育士の退職者不補充による減
	民生	17	18			
	衛生	6	6			
	計	82	84	2	参考 人口1万人当たり職員数 87.49 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 97.71 人)	
	教育部門	23	24	1	退職者不補充による減	
小 計	105	108	3	参考 人口1万人当たり職員数 112.02 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 121.26 人)		
公 會 計 部 門 等	水道	2	2			
	下水道	3	3			
	その他	9	9			
	小 計	14	14			
合 計		119 [137]	122 [137]	3 [0]	参考 人口1万人当たり職員数 126.96 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成23年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	1人	8人	11人	12人	23人	15人	12人	8人	17人	12人	0人	119人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	85	85	84	82	84	82	3 (3.5%)
教育	25	25	25	25	24	23	2 (8.0%)
消防							0
普通会計	110	110	109	107	108	105	5 (4.5%)
公営企業等会計	15	15	14	14	14	14	1 (6.7%)
総合計	125	125	123	121	122	119	6 (4.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
22年度	217,468	19,766	18,272	8.4	8.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考)市町村平均
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B / A	1人当たり給与費
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
22年度	2	9,083	987	3,332	13,402	6,701	6,443

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。退職手当負担金も含んでいない。
2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成23年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
大江町	54.6 歳	407,500 円	568,975 円
団体平均	45.6 歳	362,100 円	535,892 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 団体平均とは、全国市町村(政令指定都市除)の水道事業(簡易水道事業含)に関する数値。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大江町		大江町(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(22年度)		1人当たり平均支給額(22年度)	
1,666 千円		1,321 千円	
(22年度支給割合)		(22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.7 月分	1.25 月分	2.7 月分	1.25 月分
(1.45) 月分	(0.60) 月分	(1.45) 月分	(0.60) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~15%		・役職加算 5~15%	

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成23年4月1日現在）

大江町			大江町(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 措置(2~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 措置(2~20%加算)	
1人当たり平均支給額	千円		1人当たり平均支給額	23,836 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成23年4月1日現在）

制度なし

エ 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（22年度決算）	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（22年度）	0.0 %		
手当の種類（手当数）	2 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	右記に従事した職員	感染症患者の救護、感染症の病原菌の付着した物件、菌を有する家畜等に対する防疫作業	日額1,000円
行路死亡人取扱手当	右記に従事した職員	行路死亡人の処理	1件当たり2,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（22年度決算）	407 千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	204 千円
支給実績（21年度決算）	265 千円
職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	133 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成23年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当 り平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給される手当 ・配偶者13,000円、その他の扶養親族6,500円(ただし配偶者がいない場合のうち1人目11,000円) ・扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算	同じ		354 千円	354,000 円
住居手当	自ら居住するための住宅（貸間を含む）を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員に対して支給される手当 ・借家 限度額 27,000円	同じ		0 千円	0 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用し、又は自動車等を使用する職員に対して通勤費の一部を補てんするために支給する手当 ・交通機関利用 限度額 55,000円 ・交通用具使用 限度額 27,000円	同じ		50 千円	50,400 円
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に対して支給する手当（11月から3月まで、各給料日に支給） ・限度額 17,800円	同じ		140 千円	70,000 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給される手当 ・課長 給料月額の10% ・室長 給料月額の8% ・主幹 給料月額の6%	同じ		0 千円	0 円